

2014年10月23日 全12頁

金融庁、金融所得課税一体化を要望

平成27年度税制改正要望②～金融庁（NISA 関連以外）

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2014年8月29日、金融庁は「平成27年度税制改正要望項目」を発表した。本稿は金融庁の税制改正要望のうち、NISA 関連以外の項目について解説する。
- 金融庁は、金融所得課税の一体化を要望している。具体的には、金融商品に係る損益計算範囲をデリバティブ取引・預貯金等についても拡大することを要望している。
- 金融庁は、教育資金一括贈与非課税制度の拡充を要望している。具体的には、制度を恒久化し、贈与対象者について直系卑属（子・孫など）以外を含めるようにし、教育資金として認められる使途も拡大するよう要望している。
- 政府税制調査会の報告書で、法人税率引き下げの代替財源の候補の一つとして受取配当等の益金不算入制度の縮小が挙げられている。配当は税引後の利益から支払われるものであるため、法人の受取配当に課税すると、法人段階で同一の利益に法人税が二重に課税されてしまう。受取配当等の益金不算入制度はこの二重課税を調整する制度である。金融庁は、益金不算入制度の縮小は、更なる二重課税につながり、不合理だとしている。

[目次]

税制改正のスケジュール	2 ページ
1. 金融所得課税の一体化	2 ページ
2. 教育資金一括贈与非課税制度の拡充	7 ページ
3. 結婚・妊娠・出産・育児のための一括贈与に係る非課税措置の創設	9 ページ
4. 受取配当等の益金不算入制度の見直し等への対応	9 ページ
5. 投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消	10 ページ
6. その他の金融庁要望項目	11 ページ

※NISA 関連については、拙稿「金融庁、ジュニア NISA 創設を要望」（2014年9月19日）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140919_008960.html

税制改正のスケジュール

2014年8月29日、金融庁は「平成27年度税制改正要望項目」を発表した。

各省庁から寄せられた税制改正要望は財務省に取りまとめられ、ウェブサイトに一覧が掲載されている。

今後、秋から年末にかけて与党内の税制調査会を中心に、各省庁から寄せられた税制改正要望、および消費税の軽減税率導入にかかる議論が行われる。例年通りのスケジュールであれば、12月中旬ごろに、「平成27年度税制改正大綱」が公表され、来年度の税制改正の大枠が固まることになる。

その後、2015年の通常国会に大綱をもとにした税制改正法案が国会に提出され、年度内に法案成立となる見込みである。現在は、衆議院・参議院ともに与党が過半数を占めているため、「平成27年度税制改正大綱」に記載された内容はほぼそのまま実施されるものと考えてよいだろう。

1. 金融所得課税の一体化

金融庁は、「金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等についても拡大すること」、「特に、①総合取引所に係るデリバティブ取引については、早期に実現すること、②仮に、預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、預貯金等への損益通算範囲拡大を併せて行うこと」を要望している。

2013年度の税制改正により、2016年1月1日より、特定公社債・公募公社債投信の利子・分配金・譲渡損益・償還損益について、上場株式や公募株式投信の配当・分配金・譲渡損益・償還損益との損益通算が行われる。

一方、デリバティブ取引については、(現行も、2016年1月1日以後も)デリバティブ取引による所得の中でしか損益通算は行えず、上場株式・公募株式投信や特定公社債・公募公社債投信との損益通算は行えない。

また、預貯金の利子は、(現行も、2016年1月1日以後も)源泉分離課税で他の所得との損益通算は行えず、ペイオフによる損失は税務上なかったものとみなされ、やはり他の所得との損益通算は行えない。

図表1 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	源泉分離→申告分離 <small>28年1月～</small>	非課税→申告分離 <small>28年1月～</small>	
デリバティブ取引	申告分離		25年改正により、28年1月から損益通算が認められる範囲
預貯金等	源泉分離	—	

(出所) 金融庁「平成27年度税制改正要望項目」(平成26年8月)

◆現物とデリバティブとの損益通算

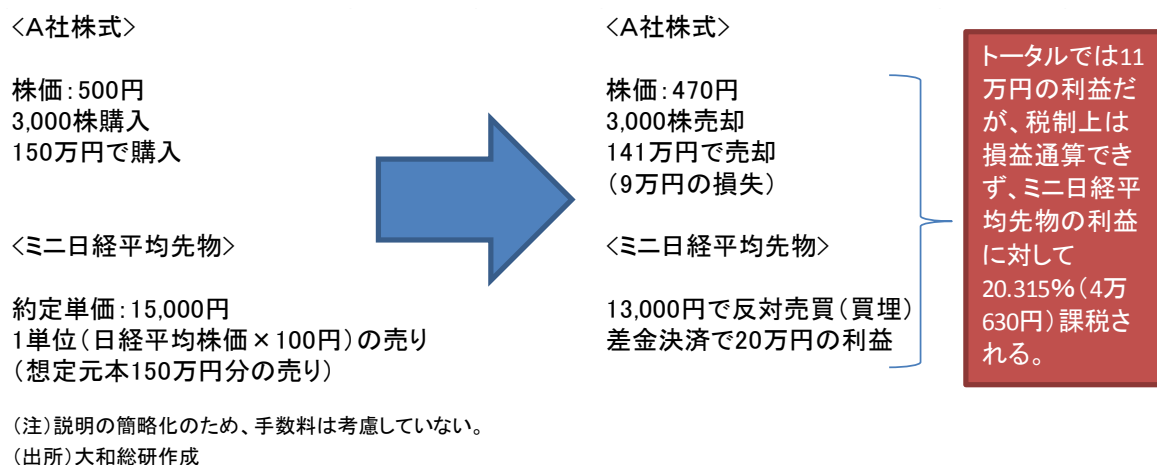
現在の税制では、現物の上場株式に対するリスクヘッジとしてデリバティブを利用しても、その損益が通算できない。このデメリットを具体例をもとに説明する。

ある個人投資家を想定する。この投資家は、企業業績の改善を見込んでA社株式は株価が上がると考えるものの、市場全体には過熱感があると考え市場全体の株価は下がりA社の株価も連動して下がるリスクがあると予想した。そこで、この投資家は、A社株式を500円で3,000株、150万円で購入する一方で、ミニ日経平均先物を15,000円で1単位（想定元本150万円分）売りつけた。これは、市場全体の株価下落リスクをヘッジすることができ、A社株式の変動率が日経平均株価の変動率より相対的に上回ればトータルで利益が得られる（逆であればトータルで損失となる）投資手法である。

その後、この投資家の予想通り日経平均株価は13,000円まで下落（13.33%下落）したが、A社は業績が好調であったため、株価の落ち込みは470円まで（6%下落）にとどまったとする。この場合、この投資家はA社株式の売却では9万円の損失となるが、ミニ日経平均先物の差金決済では20万円の利益を得るため、トータルでは11万円の利益をあげることができる（ここでは説明の簡略化のため、手数料は考慮しない。以下同じ）。

ただし、税制上は現物株式の損失とデリバティブ取引の利益を通算することはできない。このため、この投資家がこの年に他の取引の損益がないとすると、ミニ日経平均先物の差金決済で得た20万円の利益に対して税率20.315%で課税され、4万630円の税金を支払うこととなる。トータルの利益11万円と比べると、4万630円の税金は約37%に相当することになる¹。

図表2 現物株式とデリバティブを併用した投資の例と税制（トータルで利益が出た場合）



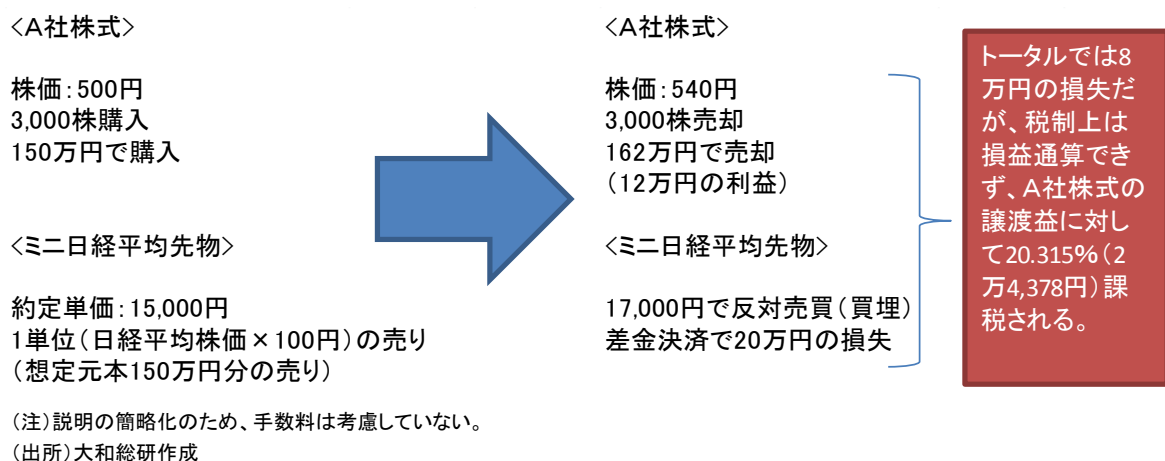
今度は、先ほどと同じ内容の投資をした投資家の予想が外れた場合を考えてみる。

¹ A社株式の9万円の譲渡損は、制度上は（同年および翌年以後3年間の）他の上場株式の譲渡益や配当などと損益通算（繰越控除）を行うことはできるが、実際に損益通算（繰越控除）ができるとは限らない。

予想に反して日経平均株価は 17,000 円まで上昇（13.33%上昇）したが、A社の業績は芳しくなかったため、株価の上昇は 540 円まで（8%上昇）にとどまったとする。この場合、この投資家はA社株式の売却では 12 万円の利益を得ることができるが、ミニ日経平均先物の差金決済では 20 万円の損失が発生し、トータルでは 8 万円の損失となる。

税制上は、現物株式の利益とデリバティブ取引の損失を通算することはできない。このため、この投資家がこの年に他の取引の損益がないとすると、A社株式の譲渡益 12 万円に対して、税率 20.315%で課税され、2 万 4,378 円の税金を支払うことになる。トータルでは 8 万円の損失になっているにもかかわらず、それに加えて税金も支払わなければならないというのは大変負担が重い²。

図表 3 現物株式とデリバティブを併用した投資の例と税制（トータルで損失が出た場合）



このように、現状の税制では現物の上場株式とデリバティブ取引で損益通算ができないため、現物株式とデリバティブ取引を併用して投資を行った場合、トータルの利益に対して高い割合で税金が課されたり、トータルでは損失となっているにもかかわらず税金が課されたりするケースが生じうる。

現物とデリバティブ取引の相互で損益通算ができるようになれば、トータルの利益に対して税率をかけて税金を負担すればよいし、トータルで損失が出た場合には税金が課されることもなくなる。

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、現物とデリバティブ取引の相互の損益通算を認めるべきである。

² ミニ日経平均先物による 20 万円の損失は、制度上は（同年および翌年以後 3 年間の）他のデリバティブ取引の利益と損益通算（繰越控除）を行うことはできるが、実際に損益通算（繰越控除）ができるとは限らない。

◆租税回避防止措置の観点

自由民主党・公明党「平成 26 年度税制改正大綱」には、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する」(下線部筆者)とある。

個人の場合、税法上、デリバティブ取引による損益は、差金等決済をした年(暦年)の所得として扱う。このため、建玉の一部を年内に決済し残りを翌年に決済するなどにより、年単位の損益を意図的に操作することも考えられる。

意図的な租税回避を防ぐための方法は、例えば次の2つの方法が考えられる。1つめは、租税回避行為とされる取引を定義し、その取引による所得を否認する方法である。2つめは、デリバティブ取引についてすべて時価評価し課税をすることにより租税回避行為の効力を無効化する方法である。

1つめに関しては、例えば、同一の指数先物取引に対し、買いと売りの両方のポジションを持った上で、年末に一方を決済し、翌年の年初に他方を決済する取引は、翌年に利益の繰り延べを行う目的の取引ととらえることも考えられる。

米国のストラドル・ルール(ベーシック・ストラドル)ではこのような取引を行った場合、年末に決済したポジションの損益を認識せず、翌年の年初に他方を決済した時点で合わせて損益を認識することとすることで、利益の繰り延べを防ぐ規制がある³。

もっとも、こうした取引は、年末から翌年の年初にかけて指数がさらに上がる(または、下がる)ことを予想した上での差益を狙う取引であったとも考えられる。何をもって「租税回避行為」と判断するか規定を設けるのは困難である。

2つめに関しては、米国では「1256 条契約」として、上場先物取引等については、毎年末時価評価の対象とし、年末時点で決済したものとみなした場合の損益について、毎年課税を行っている。

この規制を導入した場合、投資家は未決済のポジションについてまだキャッシュを得ていないにもかかわらず、課税対象となり、投資家は納税資金を用意する必要が生じる。この場合、デリバティブ取引そのものの抑制される可能性が考えられる。

このほか、特定口座についても考慮する必要がある。将来的には、デリバティブ取引の損益通算を特定口座で行えるようにし、源泉徴収ありの特定口座での取引であれば確定申告を不要とすることも考えられる。そうなれば、投資家はデリバティブ取引を行った際の損益の計算を自分で行わなくても済み、確定申告と納税の手間も省けるため、投資家にとってデリバティブ取引の利便性がさらに高まることになる。

³ 米国のストラドル・ルールについては、EY 税理士法人「金融取引に係る租税回避への防止策に関する調査研究」(金融庁からの受託調査、2014 年 1 月 31 日)を参照。
<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140507/01.pdf>

しかし、その際に租税回避行為について特定口座内でその損益を否認するような規制を導入するならば、証券会社等は取引のたび、租税回避行為があるか否かの判定を行う必要が生じることとなり、対応が困難となる。また、もし年末時点で時価評価を行って特定口座内で源泉徴収することとする場合、投資家はそのデリバティブの証拠金とは別に納税資金を用意しなければならず、納税資金が不足する場合の源泉徴収が困難となることが考えられる。

損益通算範囲の拡大が行われる際には、デリバティブを用いた租税回避を防止する必要性も考えられるが、複雑な規制を行うと証券会社等の対応が困難になることも考えられる。規制を導入する際には、実務に配慮した検討を行うべきであろう。

◆預貯金との損益通算とマイナンバー

2016年1月からマイナンバー制度が実施される予定だ。制度実施後、納税者は勤め先や（株式、公社債、投資信託、デリバティブなどの取引などを行う場合）金融機関などにマイナンバーを通知する必要がある。給与、上場株式や投資信託の譲渡益・配当（分配金）、公社債の利子・譲渡益・償還金、デリバティブ取引の差金決済などの支払調書にマイナンバーが記載される。

税務署ではマイナンバーをもとに納税者の所得情報を効率的に名寄せできるため、正確な税務執行に資することとなる。

2016年1月からのマイナンバー実施時には、預貯金についてはマイナンバーとの紐づけは予定されていないが、政府の税制調査会では、「社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき」⁴とされた。

もっとも、預貯金の個人口座は10億口座以上ある。その中には住所・氏名等の変更手続きが行われていない口座や、長期間使用されていない「休眠口座」なども多数含まれていることが考えられるため、預金口座をマイナンバーに紐づける際には、銀行等に多くのコストがかかることが考えられる。

そこで、マイナンバーで紐づけた預金口座における利子について、他の金融商品の損失と損益通算できるようにすることで、預金者に自らの預金口座へのマイナンバーの紐づけを促すことが考えられる⁵。

また、金融庁は、預金口座にマイナンバーを紐づける際の銀行等の実務負担に配慮する観点から、「預金口座付番の方法等（例えば、付番を行う預金の範囲など）について十分な検討を行うとともに、適切な準備期間を設けること」と「金融機関のシステム対応の負担に応じた税制

⁴ マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ「論点整理」（平成26年4月）

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gi_jiroku/discussion2/2014/_icsFiles/afiedfile/2014/04/21/26dis24kai6.pdf

⁵ もっとも、現在の金利水準で得られる預貯金の利子が少ないため、ある程度金利水準が上がらないと損益通算によるメリットは実感しにくいかもしれない。

上の優遇措置（例えば、預金口座付番に対応するためのシステムについて取得価額の一定割合の特別償却又は税額控除を認める等）を講じること」も要望している。

◆マネーロン・テロ資金対策の観点

なお、マネーロンダリングやテロ資金対策に関する国際機関である金融活動作業部会（FATF）は2014年6月の会合で、日本に対しマネーロンダリング（資金洗浄）やテロ資金対策の欠陥の是正を求めており、その中で、顧客管理措置が不十分である点を指摘している。

株式・債券、投資信託、先物取引などの所得情報または取引情報がマイナンバーで紐づけられるようになる一方、銀行等の預貯金の所得情報がマイナンバーに紐づけられていないのはアンバランスである上に、預貯金が資金の逃げ場になることも考えられる。

政府税制調査会でも預金口座へのマイナンバーの紐づけは、マネーロンダリングやテロ資金対策にも資するとの議論も行われている。

2. 教育資金一括贈与非課税制度の拡充

金融庁は、文部科学省と共同で、教育資金一括贈与非課税制度について、現在平成27年12月31日までとされている口座への資金拠出の期間を恒久化し、制度の対象となる「教育費」の範囲および「受贈者」の範囲を拡大することを要望している。

教育資金一括贈与制度の概要と拡充案をまとめると、次の図表4のようになる。

図表4 現行の教育資金一括贈与非課税制度の概要と金融庁等の要望

贈与者（贈与をする者）	贈与を受ける者の直系尊属（父母、祖父母など） →直系尊属の条件を外すことを要望
受贈者（贈与を受ける者）	30歳未満の贈与者の直系卑属（子、孫など） →直系卑属の条件を外すことを要望
贈与の方法	信託会社・銀行・証券会社等と教育資金管理契約を結び、専用の口座に資金を拠出し、管理する
教育資金管理契約への非課税拠出額の限度額	贈与を受ける者1人につき1,500万円まで （贈与する側の人数や金額については制限なし）
拠出できる期間	平成25年4月1日～平成27年12月31日 →恒久化を要望
贈与税の扱い	・専用の口座への資金の拠出時は贈与税非課税 ・専用の口座から支払われた資金は、下記の教育費に使い領収書等を金融機関に提出すれば贈与税非課税 （教育費に使われなかった金額および領収書を提出しなかった金額については30歳到達時等に贈与税の課税対象となる）
対象となる教育費	①学校等の授業料等②習い事の費用等③学校等の学用品等の3種。 ただし、②③は合計して上限500万円まで。 →学割定期券などの交通費等を上記に含むよう要望（現行は含まれない）

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

◆受贈者の範囲の拡大

受贈者の範囲の拡大について、金融庁は「祖父母等から子や孫等への贈与であるため、受益者はあくまで資産を持つ家系にとどまっている。そこで、資産の一部を家系の内部にとどまらず広く社会全体の成長の種に向けるため、直系卑属以外の者も受益できるように対象者の拡大を行う」としている。すなわち、受贈者について「直系卑属」という条件をなくし、兄弟姉妹、従兄弟、おい・めいなどの親戚のほか、親族関係や血縁関係等がない者に対しても贈与ができるようにすることを求めている模様である。

もともと、私見であるが、教育資金一括贈与非課税制度の対象を広げる場合には、相続税法の本則における、教育費や生活費の贈与が非課税となる「相互扶養義務者間の贈与」との整合性が求められるものと考えられる。

相続税法では、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」（相続税法 21 条の 3 第 1 項 2 号）には贈与税を課さない。この「扶養義務者」とは、配偶者、直系血族、兄弟姉妹、家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族である（相続税法 1 条の 2 第 1 号、民法 877 条）が、三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱うものとしている（相続税基本通達 1 の 2-1）。

すなわち、「扶養義務者」についてまとめると次の通りとなる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①配偶者②直系血族及び兄弟姉妹③家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族④三親等内の親族で生計を一にする者 |
|--|

したがって、この「扶養義務者」に含まれない者、例えば、従兄弟（4 親等の親族）から教育費の贈与を受けた場合は、通常、贈与税が課税されることになる。

教育資金贈与のニーズとしては、一括で贈与を行うほか、大学進学など必要な都度贈与を行いたいというニーズも当然あるだろう。教育資金一括贈与であれば従兄弟からの教育費の贈与には課税されないが、必要な都度の贈与であれば課税されるというのは、整合性がとれないものと考えられる。

教育資金一括贈与非課税制度を拡充し、「扶養義務者」に含まれない者から教育資金の一括贈与を受けた場合でも贈与税を非課税とするならば、同様に、「扶養義務者」に含まれない者から

教育費を必要な都度贈与を受けた場合についても非課税として取り扱うべきであろう⁶。

3. 結婚・妊娠・出産・育児のための一括贈与に係る非課税措置の創設

金融庁は、2. で述べた教育資金一括贈与非課税措置の拡充とは別に、内閣府と共同で「子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与を目的に設定する信託に係る贈与税の非課税措置の創設」も要望している。

具体的には、信託の機能を活用し、結婚、妊娠、出産、育児に係る払出しを行う信託スキームを使って、子・孫へ贈与を行った場合について、贈与税の課税対象としないこととするとしている。

金融庁および内閣府は、「結婚」「妊娠」「出産」「育児」の障害の一つである「経済的要因」を取り除くことに活用することで「少子化対策」に資するほか、高齢者の資産の若年層への移転を促進する税制上の枠組みを設けることは、資産の世代間移転による経済活性化にも非常に有効であるものと考えられるとしている。

4. 受取配当等の益金不算入制度の見直し等への対応

政府税制調査会は、2014年6月に発表した「法人税の改革について」で、「課税ベースを拡大し、税率を引き下げる」改革を行うべきとした。その課税ベースの拡大の1項目として、「受取配当等の益金不算入制度の見直し」も含まれている。

政府税制調査会は「支配関係を目的とする場合は、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないよう、配当収益を課税対象から外すべきである。他方、資産運用の場合は、現金、債券などによる他の資産運用手段との間で選択が歪められないよう、適切な課税が必要である」としている。

もっとも、配当は法人税を課税された後の利益から支払われるため⁷、配当を受け取る法人において配当を益金に算入してしまうと、同一の利益に対して法人税が二重に課税されてしまうことになる（なお、さらに配当を受け取った法人が個人に配当を行うと、個人段階でも所得税が課税されるので、三重課税となる）。「受取配当等の益金不算入制度」は、この二重課税を調整する制度である。

⁶ 親族関係・血縁関係のない者から必要な都度教育費の贈与を受けた場合についてまで、贈与税を非課税とする取扱いとすると、課税逃れに利用されることも懸念される。この点については、例えば、現行の「扶養義務者」の範囲外の者から必要な都度の教育費の贈与を受けた場合は、税務署への申告を条件に、都度贈与の場合も贈与税を非課税とするといった方法で、贈与された資金が教育費に充てられることを担保する方法が考えられる。

⁷ 正確には、通常の配当は、税引後利益によって積み立てられた利益剰余金から支払われる。もっとも、その他資本剰余金から配当を行うことも可能であるが、この場合は受け取った配当を資本の払戻し分と累積された利益からの支払とみなす部分（みなし配当）に区分し、前者は譲渡損益として損益に算入し、後者は原則として受取配当等の益金不算入制度の対象となる。いずれにしても、受取配当等の益金不算入制度の対象となる配当は、法人税支払い後の利益からなる。

利子は支払法人の側で損金算入できる一方で受取法人は益金算入する、配当は支払法人の側で損金算入できない一方で受取法人は益金不算入とすることで、利子・配当ともにいずれかの法人で課税されることでバランスが取れるものである。

二重課税の調整の観点からは、本来ならば、すべての受取配当について益金不算入とすべきであり、我が国でも「シャウプ勧告」を受けた昭和 25（1950）年度の税制改正以後、法人の受取配当については（負債利子控除を除いた）100%を益金不算入としてきた。

その後、昭和 63（1988）年 12 月の税制改正にて、消費税導入時において企業課税強化を行う必要性が生じたことから⁸、株式保有割合 25%未満の株式についての受取配当の益金不算入割合が 100%から 80%に縮減された。さらに、平成 14（2002）年の税制改正にて、連結納税制度を導入する際の財源措置として⁹、株式保有割合 25%未満の株式の受取配当の益金不算入割合が 80%から 50%に縮減された。

金融庁は、「益金不算入制度の縮小は、更なる二重課税につながることから、慎重な検討が必要」、「現行の制度は、他の先進諸国と比較して二重課税への手当てが不十分なところ。更なる二重課税は、国際的にみても、不合理」としている。

5. 投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消

投資法人（Jリート）においては、会計上の税前利益の 90%超を配当する等の要件（導管性要件）を満たした場合、利益配当を法人税の算定上、損金算入することができる。すなわち、個人がJリートを購入した場合、Jリートが投資対象とする不動産による家賃収入等の利益は法人段階では課税されず、個人段階の課税のみとなる。

法人段階で課税されないため、個人がJリートを経由して不動産に投資しても、直接不動産に投資した場合などと比べて税制上不利にならない仕組みとなっている。

ただし、会計と税務の処理の差異（税会不一致）に伴い、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、現行制度上、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても、その部分は「配当」として扱われない。

金融庁は、これが投資法人の合併等に支障をもたらしているとして、税会不一致問題の解消を求めている。

具体的には、新たな指標として「配当基準額（仮）」を導入し、その部分から行われる分配は、

⁸ この際の経緯として、品川芳宣「法人税性格論の史的考察—配当二重課税論議から事業体課税論議までの軌跡—」（税務大学校『税大ジャーナル』2008年2月号、pp.28-38）では、「これは、結局、配当課税の二重課税調整云々というようなことは、理論的統一性を図るというよりも、消費税の導入と共に他の企業課税等に関しても、財源補填のためにできるだけ整備したわけです。消費税は、一般消費者に対する逆進性が非常に強いということで、企業における課税をある程度強化しなければならないという事情が伺われるわけであります」と説明している。

⁹ 財務省「平成 14 年度税制改正の大綱」では、平成 14 年度の受取配当の益金不算入制度の改正について「連結納税制度の創設に伴う収減への財源措置」の項目の中に位置づけていた。

会計上の利益を上回る場合でも損金算入を認めることを要望している。「配当基準額（仮）」とは、分配可能なキャッシュベースの概念で、会計上の利益からキャッシュを伴わない減価償却費や減損損失等を調整した金額とすることを想定している。

6. その他の金融庁要望項目

このほか、金融庁は下記の項目を要望している。

個人関連	
生命保険料控除制度の拡充	所得税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。
死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。[平成3年度からの継続要望]
特定口座の利便性向上	個人投資家の市場への参加拡大を図る観点から、特定口座に関する利便性の向上に向けて、以下の措置を講ずること。 ①外国株式・外国籍公社債等について、特定口座間の移管を可能とすること ②出国口座で保有されている一定の公社債投資信託について、口座開設者の帰国後、特定口座への移管を可能とすること ③相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理されている上場株式等の株式分割等への対応をすること
確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置	確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずること。
投資法人・不動産関連	
投資法人に係る税制優遇措置の拡充	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、公共施設等運営権について、ペイスルー課税対象資産とすること、再生可能エネルギー発電設備について、設備取得の期間を平成29年3月末までに限定するとの要件等を撤廃すること。
投資法人（Jリート）等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置の延長及び拡充	投資法人（Jリート）等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置を延長するとともに、本特例の対象に「物流施設（倉庫等）」を追加すること。

土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の税率（本則 1000 分の 4）を、現行の 1000 分の 3 のまま据え置き、軽減措置を延長すること。
金融機関関連	
協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	一般事業会社への法人税率の引下げを行う場合には、協同組合の特性を踏まえ、軽減税率 19%についても引下げを行う。
協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）	協同組織金融機関の貸倒引当金に係る特例措置（割増特例 112/100）を恒久化（少なくとも延長）する。
デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金（現金担保）から生じる利子について、源泉徴収を不要とすること。[昨年度からの継続要望]
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ	借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げること。[平成 15 年度からの継続要望]
資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税	国民生活の利便性や企業の生産性の向上につながる金融インフラの導入促進のために、金融機関が行う資金決済高度化等に対応するためのシステム投資について、特別償却または税額控除の選択適用制度を創設すること。
第 1 種少額電子募集取扱業務に係る源泉徴収適用に関する整理	「第一種少額電子募集取扱業者」（第一種金融商品取引業者のうち、少額の投資型クラウドファンディングのみ行う業者）については、金融商品取引業者等としての公社債の利子等の所得税源泉徴収不適用の対象としないこと。
国際課税	
外国子会社合算税制の見直し	外国子会社合算税制における適用除外要件を一定の経済活動について拡充すること。なお、対象となる軽課税国を特定するトリガー税率についても、わが国及び諸外国の税率改定状況を踏まえ、見直しを検討すること。
国際課税原則の変更（AOA 導入）に伴う所要の措置税目	平成 28 年 4 月に予定されている国際課税原則の変更にあたっては、制度変更が円滑に実施されるよう、準備を進めること。

【以上】